

おくやみ窓口のご案内

野洲市では、ご遺族の不安やご負担を少しでも軽減できることを目的に、ご家族がお亡くなりになった後の市役所での必要な手続きについて、一箇所の窓口で案内する「おくやみ窓口」を令和8年6月16日(火)から開設いたします。おくやみ窓口は完全予約制です。

利用できる方

野洲市に住民登録があった方のご遺族等

おくやみ窓口にて行える手続き

【保険年金課】

国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・福祉医療費助成制度等に係る手続き

【介護保険課】

介護保険被保険者証の返納、高額介護サービス費等に係る手続き

【高齢福祉課】げんきカードの返納、緊急通報システム等に係る手続き

【障がい福祉課】障害者手帳の返還等

【税務納税課】相続人代表者の届出、市税等の口座振替廃止・変更手続き等

【上下水道課】使用名義人の変更、休止等の手続き

【環境課】さくら墓園に係る手続き等

【子育て家庭支援課、学務課、建築住宅課】該当する手続き（あれば）

予約方法

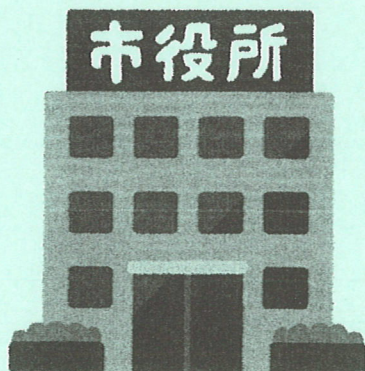
死亡届出時にお渡しする「おくやみハンドブック」の表紙に印字された二次元コードをスマートフォンなどで読み取るか、野洲市ホームページのおくやみ窓口のページへアクセスすることで、WEBにて24時間申込が可能です。

その他、電話や市民課窓口でも受付します。（開庁時間内）

来庁予定日の5開庁日前までに予約が必要です。

予約枠…平日火曜日から木曜日の、午前10時、午後2時 各1枠 1日2枠

なお、おくやみ窓口を利用せずに、これまで通り各課において手続きを行うことも可能です。



問い合わせ

野洲市役所 市民部 市民課

☎077-587-6086 (直通)

問い合わせ可能時間：平日 9:00~16:45